

談合疑義事実処理マニュアル

1 入札談合に関する疑義事実の把握

- (1) 入札談合に関する疑義事実を把握した職員は、直ちに、様式1-2により、事務局へ報告するものとする。
- (2) 事務局は、上記(1)により、入札談合に関する疑義事実に関する疑義事実に係る報告を受けたときは、速やかに委員会を招集し、当該疑義事実に係る報告を行うものとする。

2 公正入札調査委員会による審議

委員会は、入札談合に関する疑義事実に係る報告を受けたときは、事情聴取等の調査の可否等について審議するものとする。

3 公正取引委員会及び警察庁への通報

委員会が事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定した入札談合に関する疑義事実(以下「談合疑義事実」という。)については、当該決定を行ったときのほか、追加の談合疑義事実があった場合や、入札手続等の取扱いに係る結論を得たときなど、手続の各段階において逐次かつ速やかに公正取引委員会及び文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室を通じて警察庁へ通報するものとする。

4 入札監視委員会への報告

事務局は、入札談合に関する疑義事実の内容、公正入札調査委員会の審議の状況及び入札手続等の取扱いについて、入札監視委員会の定例会議へ報告するものとする。

5 準用

上記1から4までのほか、入札談合に関する談合疑義事実を把握した場合の対応については、「談合情報対応マニュアル」の第1「通則」、第2「調査結果を踏まえた入札手続等の取扱い」及び第4「その他」を準用して対応するものとする。